

令和3年5月19日
公益財団法人 核物質管理センター

防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき六ヶ所保障措置センターで実施した防災訓練の実施結果をとりまとめ、令和3年3月31日に原子力規制委員会に報告しました。原災法に基づきその要旨を添付資料のとおり公表いたします。

添付資料：「六ヶ所保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

以上

「六ヶ所保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

令和3年5月19日

公益財団法人 核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター

防災訓練実施結果を、原災法第13条の2第1項に基づき原子力規制委員会に報告しましたので、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 防災訓練の目的

本訓練は、核物質管理センター六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画第2章第5節第2項「防災訓練」に基づき、重大事故等が発生した状況下において、原子力防災組織が有効に機能し、事故収束のための緊急時対応能力の習熟を図ること並びに改善点の抽出を行い更なる実効性向上を図ることを目的として訓練を実施した。

2. 防災訓練実施日

令和2年10月27日（火）

3. 防災訓練の想定

六ヶ所村で震度6弱の地震が発生し、地震の影響により六ヶ所保障措置分析所の放射性物質を取扱うグローブボックス（以下、「GB」という。）内で火災が発生する。火災によりGBの排気フィルタが焼損して放射性物質が六ヶ所保障措置分析所の排気設備より放出され、原災法第10条事象及び第15条事象に進展することを想定した。

4. 防災訓練項目

総合訓練

5. 防災訓練の内容

- (1) 通報連絡訓練
- (2) 情報収集訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 被災者の救護訓練
- (5) 汚染拡大防止訓練
- (6) 資機材の調達訓練
- (7) 放射線モニタリング訓練
- (8) 消火活動訓練
- (9) 原子力規制庁緊急時対応センターとの連携訓練
- (10) 広報活動訓練

6. 防災訓練の評価

「5. 防災訓練の内容」に示す各項目の訓練を実施し、計画した各訓練に大きな支障がなく、原子力防災組織が有効に機能するための対応能力の習熟が図れていることを確認した。ただし、いくつかの訓練項目に改善点が抽出された。各訓練項目に対する評価は以下のとおり。文中の〔改善点(番号)〕は「7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(対策)」の事項番号を示す。

(1) 通報連絡訓練

- ・原子力防災管理者は、警戒事態を判断した後、「警戒事態該当事象発生連絡」FAX、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」FAXを作成し、適時、関係機関へ通報連絡することができた。その後、原災法第10条・第15条の特定事象を判断した後、「特定事象発生通報」FAXを作成し、FAX送信を目標の15分以内に実施できた。
- ・連絡調整班は、「応急措置の概要」等の通報連絡書を効率的に作成できた。ただし、通報連絡書に記載すべき情報が整理されていなかったため、通報連絡書に施設の状態が分かるような情報、公設消防への通報時刻の情報、気象情報が不足した。〔改善点①〕
- ・「特定事象発生通報」FAXの発生時刻の誤記を訂正する際、通報連絡の区分に応じて訂正版を作成しFAX送信するところ、訂正する際の措置が明確でなかったため、続報の「応急措置の概要」FAXで訂正した。また、訂正理由等の説明がなかった。〔改善点②〕
- ・ERCプラント班へのFAX着信確認はERC対応者が行う運用としていたが、ERC対応者の業務量への配慮が不足したため、ERC対応者はERCプラント班への説明に追われ、FAX送信後の着信確認ができなかった。〔改善点③〕

(2) 情報収集訓練

- ・現場対応班長および放射線管理班長は、原子力防災管理者の指示により発災現場の情報を収集するとともに、収集した情報を緊急時対策所へ報告し、緊急時対策所でその情報を白板に時系列で記録し緊急時対策所内で情報共有できた。ただし、特定事象の発生を白板に記載する際のルールが明確でなかったため、時系列に記載した特定事象発生の報告時刻を原子力防災管理者の判断時刻と見誤り、「特定事象発生通報」(原災法第10条・第15条事象発生)FAXの発生時刻に誤記が発生した。〔改善点④〕
- ・放射線管理班長は、放射線モニタ値を収集してトレンドグラフを作成したものの、EAL基準値等が表示されておらず、変動の推移のみをグラフ化していたため、進展予測に活用できなかった。〔改善点⑤〕

(3) 避難誘導訓練

- ・現場対応班は、管理区域内の人員点呼結果を緊急時対策所へ速やかに報告でき、緊急時対策所の指示により協力会社員1名を速やかに避難誘導できた。その後、避難完了を緊急時対策所へ報告できた。

(4) 被災者の救護訓練

- ・現場対応班は、負傷者の発生を受け、負傷の状態等を確認後、人身災害発生時の通報系統に従って関係機関（日本原燃(株)再処理施設）へ負傷者引き受け要請の連絡を実施でき、負傷者の引渡しに関する調整が適切にできた。
- ・現場対応班は、負傷者の汚染検査を適宜実施し、引渡し場所まで負傷者を搬送後、関係機関（日本原燃(株)再処理施設）へ引渡し、緊急時対策所へ負傷者救護に関し、適切に報告できた。（引渡しは模擬）

(5) 汚染拡大防止訓練

- ・現場対応班および放射線管理班は、緊急時対策所の指示により適切に放射線防護装備を着装し、放射性物質の放出停止措置による汚染拡大防止を適切に実施できた。また、火災が発生した設備とその周辺の汚染検査および活動エリアから退域する際の作業員の身体汚染検査を適切に実施でき、それらの結果を緊急時対策所へ適時報告できた。

(6) 資機材の調達訓練

- ・放射線管理班および連絡調整班は、原子力事業所災害対策支援拠点での通信機能を確保するために、必要な資機材（衛星電話および FAX 機）を調達し、原子力事業所災害対策支援拠点に通信機器の設置手順に従って適切に設置できた。

(7) 放射線モニタリング訓練

- ・放射線管理班は、地震発生後から事象収束に至るまで放射線モニタ値を収集し、放射線モニタ値をトレンドグラフで液晶モニタに表示するとともに、継続的に緊急時対策所へ報告できた。また、入手した気象情報を緊急時対策所へ報告できた。
- ・放射線管理班は、放射性物質濃度および放出量の算出手順に従って環境への放射性物質の放出量を算出できた。

(8) 消火活動訓練

- ・現場対応班は、火災発生を火災発生時の通報系統に従って関係機関（公設消防（模擬）、日本原燃(株)再処理施設）へ速やかに通報連絡でき、初期消火可否を判断した後、管理区域内火災の対応手順に従って初期消火対応（消火剤の噴射は模擬）を実施できた。また、関係機関への通報連絡状況、初期消火の対応状況を緊急時対策所へ適時報告できた。

(9) 原子力規制庁緊急時対応センターとの連携訓練

- ・ERC 対応者は、緊急時対策所に参集後、ERC プラント班と電話回線を接続し、ERC プラント班への連絡を速やかに開始できた。また、ERC プラント班と電話回線が電話機の故障（模擬）により一時不通となったが、速やかに代替電話機に交換し、電話回線を復旧することができた。
- ・ERC 対応者は、ERC 対応補助者が収集した「発生事象整理シート」、「戦略シート」等を用いて施設の状況を説明し、放射線モニタ値のトレンドグラフを用いて放射線状況を ERC プラント班に説明できた。ただし、放射線モニタ値の

トレンドグラフに EAL 基準値等が表示されておらず、進展予測の説明に活用できなかった。[改善点⑤]

- ERC 対応者は、放射線モニタ値を継続的かつ積極的に ERC プラント班へ情報提供するとともに、原災法第 10 条、第 15 条事象の判断を最優先に ERC プラント班へ情報提供できた。
- ERC 対応者は、施設の状況、発災事象等について ERC 書架資料、通報連絡書 (FAX) の情報資料を用いて ERC プラント班へ説明できた。ただし、通報連絡書に記載すべき情報が整理されていなかったため、施設の状況、発災事象等の情報が不足した。[改善点①]
- ERC 対応者は、応急措置の実施結果とともに再放出の可能性がないことを報告できた。
- ERC 対応者は、EAL の判断根拠等を「EAL 判断根拠説明ロジック図」を用いて原子力事業者防災業務計画に沿って説明できた。
- 副原子力防災管理者は、原災法第 10 条確認会議、第 15 条認定会議に事業者側代表として参加し、EAL 判断根拠、施設の状況等を ERC プラント班へ説明できた。

(10) 広報訓練

- 広報班は、緊急時対策所が収集した情報を整理し、適切なプレス発表文を作成できた。
- 記者会見（模擬）において、発生事象の説明方法が明確でなく、想定 QA 資料の準備不足により住民の安全に主眼を置いた分かりやすい説明が不足した。
[改善点⑥]

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（対策）

今回の総合訓練において抽出した改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
①	改善点：通報連絡書において、施設の状態が分かるような情報、公設消防への通報時刻の情報、気象情報が不足していた。
	原因：通報連絡書に記載すべき情報が整理されていなかった。
	対策：通報連絡書に記載すべき情報を整理し、整理した情報を通報連絡書の記載事項として原子力防災組織活動要領に明記後、教育、要素訓練で効果を確認する。
②	改善点：特定事象発生通報（第4報）の発生時刻に誤記があったが、通報連絡の区分に応じて訂正版を作成し FAX 送信するところ、その訂正を応急措置の概要（第6報）で行った。また、訂正理由等の説明がなかった。
	原因：通報連絡書を訂正する場合の措置が明確になっていなかった。
	対策：通報連絡書を訂正するときは、通報連絡の区分に応じて訂正版を作成し FAX 送信すること、FAX 送信後に訂正理由を説明することを原子力防災組織活動要領に明記し、教育、要素訓練で効果を確認する。
③	改善点：ERC プラント班への FAX 着信確認は ERC 対応者が行う運用としていたが、ERC プラント班への説明に追われ、FAX 送信後の着信確認ができなかった。
	原因：ERC 対応者の業務量への配慮が不足した。
	対策：ERC プラント班への FAX 着信確認は連絡調整班が行い、FAX 着信確認後はホワイトボード等に記録し連絡調整班長が確認することを原子力防災組織活動要領に明記し、教育、要素訓練で効果を確認する。
④	改善点：時系列に記載した特定事象発生の報告時刻を判断時刻と見誤り、特定事象発生通報（第4報）の発生時刻に誤記が発生した。
	原因：時系列に「特定事象発生」を記載する際のルールが明確でなかった。
	対策：時系列に「特定事象発生」を記載するときは、特定事象の発生時刻か判断時刻か区別できるよう下線や囲み線等で識別して記載することを原子力防災組織活動要領に明記し、教育、要素訓練で効果を確認する。
⑤	改善点：放射線モニタ値のトレンドグラフは、EAL 基準値等が表示されておらず、変動の推移のみをグラフ化していたため、進展予測に活用できなかった。
	原因：放射線モニタ値のトレンドグラフを進展予測に活用する運用としていたが、進展予測に必要な情報を整理していなかった。
	対策：進展予測に必要な情報を整理し、進展予測に適した放射線モニタ値のトレンドグラフの作成方法を原子力防災組織活動要領に明記後、教育、要素訓練で効果を確認する。

⑥	改善点：記者会見で住民の安全に主眼を置いた分かりやすい丁寧な説明が不足した。オフサイトセンターの関与について言及できなかった。
	原因：記者会見における説明方法が明確でなかった。また、想定 QA 資料の準備が不足した。
	対策：記者会見対応の手順を明確化するとともに想定 QA 資料を準備し、教育、要素訓練で効果を確認する。

8. 総括

今回の訓練結果を下に PDCA を回すことにより、原子力事業者防災業務計画および中期防災訓練計画を見直し、防災活動の実施体制の継続的な改善を図っていく。

以上